

1 件 名 三浦市部等設置条例の一部を改正する条例の基本方針

2 提案の根拠・理由

市長室は、市内経済の活性化を目的とし、二町谷地区埋立地への企業誘致と売却、県立三崎高等学校跡地と旧三崎中学校跡地の利活用を一体的に推進するため、平成 26 年度に設置した。

二町谷地区埋立地は多目的活用事業用地の売却と水産関連施設事業用地の貸付が完了し、現在、多目的活用事業用地の利活用に向けた基本計画の検討が事業者により進められている。県立三崎高等学校跡地では、市民交流拠点整備を推進し、現在、デザインビルド方式により市民交流機能を持つ新市庁舎の建設を進めており、旧三崎中学校跡地では、一部の土地売却が完了し、用地利活用に向けた検討が事業者により進められている。

また、城ヶ島西部地区では観光の核づくりの推進、三崎漁港本港地区及び新港地区では、三崎漁港グランドデザインのアクションプランとして県営三崎漁港の用地利活用を図る新海業プロジェクトの推進、さらに、旧剣崎小学校跡地利活用の検討を進めるなど、現在、6 地区で、公民連携により県有地を含む公共不動産を戦略的に活用したまちづくりを推進している。

このような市長室の現状の業務内容に合わせ、組織名称及びその事務分掌を改めるもの。

3 条例の内容

- (1) 市長室の名称を「まちづくり推進室」に改める。【第 2 条関係】
- (2) 同室の事務分掌を「特定事業の推進についての事項」から「P P P（公民連携）による P R E（公共不動産）の戦略的活用についての事項」に改める。【第 2 条関係】

4 施行期日

令和 8 年 10 月 1 日